

○愛知大学大学院学則<成績評価に関する規定の抜粋>

1953年4月1日

制定

全面改正 1985年4月1日

最終改正 2021年4月1日

(略)

第6章 試験及び課程の修了

(学科試験)

第27条 本大学院において、所定の授業科目を履修した者に対して学科試験を行う。

2 試験の方法は、各研究科委員会が定める。

(成績の表示)

第28条 試験の成績は、優、良、可、不可とし、優、良、可を合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を認定する。

(修士課程修了の要件)

第29条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、32単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、文学研究科社会人入学試験で入学した者については、この条件を省略するか、他の方法をもって替えることができる。

3 第1項の場合において、国際コミュニケーション研究科にあつては、当該修士課程の目的に応じ適当と認められるときには、特定の課題についての研究成果をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程修了の要件)

第30条 博士課程の修了の要件は、博士課程に5年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、40単位(中国研究科にあつては44単位)以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、本大学院博士課程に3年(修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学

すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び前条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。
- 3 第1項及び前項の規定にかかわらず、第38条第2項第7号の規定により博士後期課程に入学した者、学校教育法施行規則第156条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が、博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了の要件は、博士課程に3年（専門職大学院設置基準第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、博士課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあつては、3年から当該1年以上2年未満の期限を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。
- 4 前各項の認定には、その研究に必要な1外国語の審査に合格することを条件とする。ただし、法学研究科においては、指導教授の判断により2外国語について試問する場合があり、日本文化専攻を除く文学研究科の論文博士においては、2外国語について試問を行うものとする。

(略)